

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

未来へつなげる快適な環境のまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県小田郡矢掛町

3 地域再生計画の区域

岡山県小田郡矢掛町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

(地勢・概要)

矢掛町は、岡山県の南西部に位置し、面積 90.62 km²、高梁川の支流小田川の流域に開けた町で、町の東西を国道 486 号線、鉄道井原線が走り、南を走る山陽自動車道の 3 つのインターチェンジへはともに 15 分程度、さらに、工業地帯を有し中核市である倉敷市、広島県福山市へそれぞれ 30 分～40 分程度という交通条件を備えている。

また、本町は、江戸時代には旧山陽道の宿場町として栄え、昔ながらの本陣・脇本陣が今も、なお姿をとどめており、全国で唯一、共に国の重要文化財の指定を受けている歴史の町である。一方、町内を流れる美山川、星田川では、幾種類もの淡水魚が生息し、「種の保存法」で指定されている国内希少野生動物種の確認もされている。初夏にはホタルが飛び交う豊かな自然と美しい山林、水田が広がり、農業を基幹産業とした文化と田園の町である。

(人口)

本町の人口は、近年大きく減少傾向にあり、下水道整備を計画していた平成 2 年(1990 年)の国勢調査で 17,036 人いた人口は、平成 22 年(2010 年)には 15,091 人、平成 30 年(2018 年)には 13,901 人となり、将来的には令和 27 年(2045 年)に 9,213 人になることが予測されている。

(汚水処理)

●農業集落排水事業

本町では、平成元年に農業集落排水事業（西三成地区）に着手し平成 21 年度までに 4 地区（西三成・中・東三成・横谷）全ての管路及びアクアセンターの整備が完了している。

農業集落排水地区は、水稻中心の農作地帯で、山あい集落が密集しており、その下流域に農地が広がり、生活排水が直接農業用水路等に流入し、水質汚染が進み環境悪化が問題となっていた。そのため、農業用水の水質保全と生活環境整備を行い、農業生産の増大と生活水準の向上を図ることを目的に、農業集落排水の整備を行い、農業用水質及び生活環境が改善された。

しかしながら、全てのアクアセンターにおいて、機械・設備の耐用年数が経過したものがあり、更新時期をひかえ維持管理費が増加していることから、人口減少社会における汚水処理施設の最適化を図るため、平成 29 年 6 月に西三成・中・東三成地区の農業集落排水施設の財産処分にかかる地域再生計画の認定を受け、順次公共下水道区域へ統合することとしている。

●公共下水道事業

公共下水道事業は平成 5 年度に事業認可を受け、平成 10 年度に供用を開始し、事業開始から 26 年が経過した。平成 29 年度には管路整備が完了し、公共下水道区域における未普及地の解消を実現した。また、M I C S 処理施設において浄化槽汚泥とし尿の受け入れを行っているほか、笠岡市北部地域の汚水受入などの処理場の有効活用を行っている。現在の矢掛浄化センターの計画汚水処理水量は 5,700 m³/日に対し現有能力 3,800 m³/日である。

平成 29 年度からは農業集落排水施設の統合に向け、農業集落排水施設の中継ポンプ場化、接続管渠の整備、及び公共下水道終末処理場の増設を行っており、平成 30 年度には西三成地区の統合を行った。

●合併処理浄化槽

公共下水道区域、農業集落排水区域以外の地区については合併処理浄化槽による汚水処理を行っている。

4-2 地域の課題

近年、本町でも全国の多くの市町村と同様に、少子高齢化、定住人口の減少が進んでおり、平成 29 年度末に公共下水道区域における未普及地の解消を実現したものの、平成 30 年度末時点での町全体の水洗化率は 75.3%、合併処理浄化槽区域における水洗化率は 43.1%にとどまっており、公共用水域の水質保全が課題となっている。

また、平成 30 年度に下水道事業へ地方公営企業法の一部適用を行い、より効率的な経営が求められるなか、今後、老朽化した農業集落排水施設の維持管理費の増加や人口減少による料金収入の減少等により、一層厳しい経営環境となることが見込まれている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により合併処理浄化槽の整備推進に加え、農業集落排水施設を汚水中継ポンプ場として改造し順次公共下水道に統合することで、汚水処理経費の縮減を図る。同時に、さらなる水洗化率向上への取組みとして関連事業の排水設備工事費に対する補助、職員による水洗化個別訪問活動、下水処理場施設見学を実施する。それらの結果、効率的・継続的な生活排水対策の推進、及び料金収入の確保による安定的・持続的な事業経営の実現が図られ、もって「未来へつなげる快適な環境のまちづくり」を目指すものである。

(目標 1) 水洗化率の向上

75.3% (平成 30 年度末) →77.0% (令和 6 年度末)

(目標 2) 汚水処理経費の縮減

121 百万円 (平成 30 年度) →115 百万円 (令和 6 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

矢掛処理区で施行している公共下水道は、平成 5 年度に事業着手し、平成 29 年度に管路整備を完了し、未普及地の解消を実現したところである。また、平成 27 年度に全体計画の見直しを行い、老朽化が進む農業集落排水 4 処理区の統合を行うこととしており、平成 29 年度に農業集落排水統合事業に着手し、平成 30 年度

に1処理区の統合を完了した。

また、矢掛町全域を対象とした公共下水道区域及び農業集落排水区域を除く地域においては、平成30年度末時点において602世帯中207世帯が合併処理浄化槽を設置済みである。

今後、更なる汚水処理施設の整備、及び汚水処理経費の縮減を推進するため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により合併処理浄化槽の整備、及び農業集落排水統合事業を行うとともに、水洗化率向上に関する関連単独事業を実施することにより、公共用水域の水質保全及び下水道事業の経営改善を図ることで、町民が将来にわたって快適でうるおいのある生活を実現できることを目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

- ・公共下水道・・・平成29年5月に事業計画策定（変更）

[事業主体]

- ・岡山県小田郡矢掛町

[施設の種類]

- ・公共下水道
- ・個人設置型浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 下水道認可区域
- ・浄化槽（個人設置型） 矢掛町の全域（ただし、下水道認可区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 令和2年度～令和6年度
- ・浄化槽（個人設置型） 令和2年度～令和6年度

[整備量]

- ・公共下水道 処理場1箇所（水処理施設 1池増設）
φ150mm L=1,160m
φ100mm L= 490m
φ75mm L= 900m
中継ポンプ場施設 3基

マンホールポンプ施設 4 基

・浄化槽 50 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道 事業計画区域全域（整備済み区域を除く）で 1,300 人
- ・浄化槽 矢掛町全域（公共下水道整備区域，農業集落排水整備区域，及び既設浄化槽整備区域を除く）で 110 人

[事業費]

- ・公共下水道
事業費 894,000 千円（うち、交付金 469,100 千円）
- ・浄化槽（個人設置型）
事業費 20,140 千円（うち、交付金 6,710 千円）
- ・合計
事業費 914,140 千円（うち、交付金 475,810 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (H30)	R2	R3	R4	R5	R6
指標 1 水洗化率の向上 水洗化率 1.7%の向上	75.3%	76.0%	76.3%	76.6%	76.8%	77.0%
指標 2 汚水処理経費の縮減 汚水処理経費の決算額（税抜）	121 百万円	120 百万円	120 百万円	118 百万円	115 百万円	115 百万円

矢掛町の毎年度のクリーンライフ及び決算書により、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

また、農業集落排水施設の公共下水道への統合は、少子高齢化・人口減少による汚水量の減少が見込まれるなかで、最適な汚水処理施設への再構築により町全体の維持管理コストの削減ができるという点で、先導的な事業となっている。

(2) 農林水産関係補助対象施設の有効活用【A1001】

① 事業主体

岡山県小田郡矢掛町

② 事業の名称

横谷アクアセンター利活用事業

③ 事業概要

横谷地区の農業集落排水施設として運営してきた農業集落排水処理施設横谷アクアセンターについて、近年の社会経済情勢の変化等により需要が著しく減少していることを踏まえ、当該施設を有効活用するために、当該施設を中継ポンプ場に改造し、そこから、公共下水道となった東三成処理分区へ汚水を送り、公共下水道の矢掛浄化センターで汚水処理を行うための改修による汚水処理の効率化を図る。なお、中継ポンプ場への改造に当たっては地方創生汚水処理施設整備推進交付金の活用を予定している。

また、余剰スペースは、台風や豪雨等の災害に備えた防災資材（土嚢、警告看板等）の保管倉庫、さらには緊急車両の待機や車両への荷物の積み下ろし場等、地域の防災拠点としても活用し、災害に強いまちづくりの創出を図る。

④ 補助対象施設の現状

ア 補助対象施設の名称

農業集落排水処理施設横谷アクアセンター

イ 補助事業の名称

農業集落排水資源循環統合補助事業

汚水処理施設整備交付金（農業集落排水施設）

ウ 補助金等の概要

(7) 補助金等の名称

平成 15～17 年度農村整備事業統合補助金

平成 17～21 年度汚水処理施設整備交付金（農業集落排水施設）

(イ) 補助金等の額

農村整備事業統合補助金 7,483,500 円（用地）

汚水処理施設整備交付金 169,549,800 円（処理施設）

(ウ) 総事業費

361,390,600 円

処理施設：346,423,600 円

内 339,099,600 円（汚水処理施設整備交付金）

内 7,324,000 円（町単独費）

用 地：14,967,000 円（農村整備事業統合補助金）

(イ) 補助金等及び施設を所管する府省庁の名称

農林水産省

エ 補助事業の内容

道路側溝等を通じて農業用水路に放水されている家庭排水とし尿の処理を一体的に行い、生活環境の改善と農業生産の増大を図るため、農業集落排水処理施設等の整備を行った。

オ 補助事業の完了日

平成 22 年 3 月

カ 現行の用途

農業集落排水処理施設

⑤ 転用の必要性

農業集落排水施設横谷地区は、平成 21 年に供用が開始された。当時は、計画処理人口 1,220 人に対して処理区域内の人口は 1,157 人であったが、平成 30 年度の横谷地区の処理区域内人口は 943 人と減少しており、施設規模に余裕が生じている。

本町の汚水処理人口においても、平成 30 年度時点では 13,412 人であったが、効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想の岡山県版であるクリーンライフ 100 構想によると、令和 17 年度の汚水処理人口は 11,755 人となる

見込みであり、処理能力に余裕が生じていることや、機械電気設備の更新時期も近づいているものの、施設の維持管理費には多額の費用が必要となることから、町内の農業集落排水施設の統廃合を図るなど今後の汚水量を想定した汚水処理施設の再構築が求められている。横谷地区においても今後さらに人口が減少することが見込まれており、同地区における農業集落排水施設についても処理能力に大幅な余裕が生じる見込みである。

このような中、近年の豪雨災害等の発生頻度の高まりや、被害の大規模化に伴い、地域住民から自然災害に備えた水防・防災倉庫の充実が求められていることから、当該施設の用途を変更して、施設の統廃合のため公共下水道の中継ポンプ場へ改造することと併せて、同地区内に水防・防災倉庫として活用できる施設は当該施設以外にないことから、本処理場の余剰スペースについては、防災資材の保管倉庫へ改修しそれぞれ有効活用を図ることが不可欠である。

⑥ 転用の相手方

岡山県小田郡矢掛町（農業集落排水事業から下水道事業へ）

⑦ 転用の形態

目的外使用

⑧ 転用後の施設の用途

③ に掲げる事業の用に供する。

⑨ 支援措置の適用要件及び要件適合

・ **適用要件**

本事業の対象となる施設が、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設であること。

・ **要件適合**

本事業の対象となる施設は、農業集落排水処理施設として供用を行っているが、処理区域内の人口減少により、処理能力に対して大幅な余裕が生じている。今後さらなる人口減少が見込まれており、当該施設の処理対象区域も含めて隣接地区の処理施設で処理をすることが可能であることから、当該処理施設の需要は著しく減少している。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「未来へつなげる快適な環境づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 排水設備工事費に対する補助

内 容 低所得・高齢等により水洗化が困難な世帯に対し、排水設備工事費の一部を補助することにより、より多くの町民が快適で環境にやさしい生活を享受できるよう図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(2) 出前講座事業

内 容 下水道処理施設の見学者受入れ等による下水道に関する広報活動を行うことにより、住民の意識の啓発を図ることで、水洗化率の向上を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(3) 水洗化個別訪問活動

内 容 職員による水洗化個別訪問活動を継続して行うことにより、水洗化率の向上を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(4) 住環境整備事業

内 容 矢掛町土地開発公社による良好な住宅用地の提供、空き家改修補助事業、及び公営住宅の整備による定住人口の増加により、水洗化率の向上を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(5) 矢掛町観光推進事業

内 容 平成 26 年度に古民家再生事業により観光の拠点となる町家交流館，宿泊施設，温泉施設等を整備し，それらを拠点とした賑わい創出，情報発信・観光 PR，誘客，周遊促進，おもてなし・受入体制充実，民間活力向上を促進し，地域の魅力向上による定住人口の増加を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月

6 計画期間

令和 2 年度～令和 6 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については，計画期間の中間年度及び計画年度終了後に矢掛町が必要な調査等を行い，速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは，矢掛町のクリーンライフデータ・決算書を用い，中間評価，事後評価の際には，クリーンライフから町全体の水洗化率の集計，決算書から収益費用明細書の営業費用の該当部分の集計を行うことにより，評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 30 年度 (基準年度)	令和 4 年度 (中間年度)	令和 6 年度 (最終目標)
目標 1 水洗化率の向上	75.3%	76.6%	77.0%
目標 2 汚水処理経費の縮減	121 百万円	118 百万円	115 百万円

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
水洗化率の向上	矢掛町の毎年度の公表データ「クリーンライフ」より
汚水処理経費の縮減	矢掛町の毎年度の決算書より

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（矢掛町のホームページ）の利用により公表する。